

提供日 2022/1/27
タイトル 新型コロナウイルス感染症対応伴走支援特別貸付の拡充
担当 経済産業部 商工業局商工金融課
連絡先 制度資金班
TEL 054-221-2525



1 要旨

国は、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、令和3年度に創設した「伴走支援型特別保証」の保証限度額を引上げ、保証制度の改正を行うこととした。

これに合わせ、県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応伴走支援特別貸付」の融資限度額を4,000万円から6,000万円に引上げ、融資要件及び普通保証による利用を追加する。

2 制度内容

資金名	新型コロナウイルス感染症対応伴走支援特別貸付
融資要件	次のどちらかに該当する中小企業者（個人事業主を含む） ①最近1か月が前年同月と比較して売上減少△15%以上 ②最近1か月が前年同月と比較して売上減少△5%以上かつ前年同月が令和2年1月29日時点（新型コロナ前）における直近決算の月平均と比較して売上減少△15%以上
融資枠	県コロナ枠と合わせて500億円
融資限度額	4,000万円 → 6,000万円
融資期間（据置）	10年（5年）
基準金利	1.97%（SN4号） 2.07%（SN5号、 普通保証 ）
利子補給率	0.47%
融資利率	1.50%（SN4号） 1.60%（SN5号、 普通保証 ）
保証料率	0.20%（SN4号、SN5号） 0.20%~1.15%（普通保証）
取扱期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日※ （融資限度額の引上げ 令和4年2月1日～）
その他条件	経営行動計画を作成し、金融機関が伴走支援

※令和4年度の取扱いについては予算調整中